



福祉見てある記48

熊本県地域生活定着支援センター

本研究所研究員 萩原 修子
(文化人類学)

今回ご紹介する「地域生活定着センター」は、平成22年に、県の委託事業として社会福祉法人南高愛隣会によって開設され、今年の4月に済生会熊本福祉センターに委託先が変更された新しい機関である。ではどのような機関なのか、名称のみでは想像しづらいかもしれない。「地域生活定着」の主語は、矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院）退所予定者であり、彼らが、退所後に社会でどう定着していけるか、それを福祉的視点からサポートする機関である。いわば、司法と福祉をつなぐ場と言える。

一般に、私たちは罪を犯した人が矯正施設に送致されるまでに関心を示しても、矯正施設退所後がどうであるかに関心は薄い。しかし、「その後」こそがいかに重要であり、そ

の重要性がこれまでどれほど見落とされていたことか、今回センター長の清水谷憲二さんと副センター長の大久保等さんにお話をうかがった。

『矯正統計年報2008』（法務省）によれば、2008年度の新受刑者のうち、年齢別にみると13.8%が60歳以上であり、IQ別に見ると23.1%が知的障がいを持つとされている。そして、それらの半数以上の罪名が窃盗や詐欺である。さらに、彼らが退所後、再び罪を犯すまでの期間（再犯期間）が1年未満の者は、高齢者が49.3%、知的障がい者が69.2%という。つまり、高齢者や知的障がい者の多くが、短期間で累犯（繰り返される犯罪）に至っているという実態なのである。大久保さんによれば、彼らの多くは「法の狭間の負の連鎖」に陥っているという。

もちろんこれまでも、退所者には就労支援や職業訓練などの支援はなされてきた。しかし、累犯に至る高齢者や障がい者の多くは満期出所で保護観察がつかないために、突然社会に戻ることになる。そこで、受け入れるべき家族が離散していたり拒否されたりで、居場所が喪失した状態で、生計を得ないままに孤独に陥る。そして結果、さまざまな形で再犯に至るということである。高齢であるとか知的障がいを抱えているというところで、退所時に福祉の介入があれば、再犯にいたるこの負の連鎖を断つことが可能であったかもしれないが、近年までその点が認識されていなかった。





こうした実態を理解するきっかけとなったのは、刑務所のなかの障がい者や高齢者の問題を描いた山本譲司氏の『獄窓記』『累犯障害者』という著書である。自ら体験したことを綴ったこれらの著書は、司法に福祉的視点がいかに必要であるかに光を当てた画期的な本だ。本センターが果たす役割は、まさに、必要に応じて司法から福祉につなぐ、これまで見落とされていた役割である。退所者に合った一定の居場所をみつけ、継続的に退所者を見守り、再犯に至らないように、サポートしていくことである。具体的には、矯正施設から福祉的介入の必要な退所者についての連絡がセンターに入った場合、センターが退所者、退所後に受け皿となる福祉施設などの居所と連絡をとり、コーディネート業務を行なう。さらに、フォローアップ業務として、退所後も定期的に退所者と連絡をとり、必要なサポートがあれば行なうなどの、持続的な

支援を行う。驚くべきことに、ほとんどの場合、退所者が県内で存命の限り行うという。

こうした支援に関して、実は経済という側面から見ても社会的に大きな意義があるそう。塀の中の費用は一人年間300万円かかる一方で、退所者が生活保護を受けるなりしても年間170万円であるという。極端な場合、負の連鎖によって、パン一つの窃盗で刑務所に入ることを考えるなら、負の連鎖を断ち切り、パン一つを窃盗させないよう支援できる社会をつくること。それは、経済的な側面のみならず、そもそも個々人が尊厳をもって生きることを目指す社会において、何より望ましい形だろう。「累犯」障がい者・高齢者に再犯させない社会づくりのために、何が必要なのか。今回、訪問してみて、多くのことを考えさせられた。

熊本県地域生活定着支援センター

(社会福祉法人恩賜財団

支部熊本県済生会 済生会熊本福祉センター)

熊本市中央区上水前寺(県庁そば)ビル2階

職員5名(センター長1、相談員3、事務1)

開設：平成22年8月

開所時間：8時30分～17時30分

(月～金、祝日除く)

